

## 浜松市中山間地域新たな仕事づくり研究会設置要綱

### (目的)

第1条 浜松市が行う、中山間地域振興計画対象区域(以下「中山間地域」という。)における新たな仕事づくりについて調査・研究するため、浜松市中山間地域新たな仕事づくり研究会(以下「研究会」という。)の設置等について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 研究会は、目的を達成するため、特定の課題について専門的な検討をすることとし、次に掲げる項目ごとに研究会を設置する。

- (1) 陸上養殖
- (2) ジビエ

### (組織)

第3条 研究会は、別記1に掲げる職員を委員として組織する。

### (所掌事務)

第4条 研究会は、中山間地域における新たな仕事づくりのために次に掲げる事務を行う。

- (1) 仕事づくりのための調査・研究に関すること。
- (2) 仕事づくりのための事業化プラン作りに関すること。
- (3) 前各号を実現するための実証実験に関すること。
- (4) 前3号に規定するもののほか、新たな仕事づくりについて必要な事項

### (委員長及び副委員長)

第5条 研究会に、委員長及び副委員長を置き、委員長は市民協働・地域政策課長、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、研究会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### (専門委員)

第6条 研究会は、必要に応じて、別記2に掲げるもののうちから専門委員を選任し、専門的意見を聴くことができる。

- 2 専門委員の任期は、1年を超えない範囲で必要な期間とする。
- 3 専門委員は、再任することができる。
- 4 市は、条例の定めるところにより専門委員に報酬を支払うことができる。

### (会議)

第7条 研究会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 研究会に委員が出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 研究会が必要と認めるときは、専門委員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 研究会は、必要に応じ関係各課の職員の出席を求めることができる。

( 秘密の保持 )

第 8 条 研究会に出席し、又は関係した者は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

2 会議の公開・非公開の別は、会議の都度、研究会で決定する。

( 事務局 )

第 9 条 研究会の事務局は、浜松市市民部市民協働・地域政策課に置く。

( その他 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

別記 1 ( 第 3 条関係 )

陸上養殖

- (1) 市民部市民協働・地域政策課長
- (2) 佐久間協働センター所長
- (3) 産業部農業水産課長補佐
- (4) その他、研究会が指名する者

ジビエ

- (1) 市民部市民協働・地域政策課長
- (2) 水産協働センター所長
- (3) 産業部農業振興課長補佐
- (4) その他、研究会が指名する者

別記 2 ( 第 6 条関係 )

- (1) 学識経験者
- (2) 中山間地域の NPO 法人
- (3) 中山間地域の住民を代表する者
- (4) 技術・知見を有する者
- (5) 調査・研究する分野における利害関係者